



鈴鹿地区交通安全だより

～2023, No. 16～

※ 三重県交通安全協会ホームページから過去発行のものが閲覧できます。

令和5年8月9日
鈴鹿地区交通安全協会
電話・FAX 059-388-1241
suzukaanky@jeans.ocn.ne.jp

1 交通死亡事故多発～年当初より県内で交通死亡事故が多発、7月中鈴鹿市内で3件の死亡事故発生!!

7月末現在、**県内交通事故死者40人(前年同期比+13人)**、鈴鹿市内の死者は3人(前年同期比-3人)であり、**鈴鹿市内の死亡事故はいずれも7月中に頻発**しました(3件の事故概要はNo. 15(前号)の一覧表のとおり)。

県内の死亡事故の特徴は下記のとおりであり、多発傾向にある事故形態に即した安全対策・広報啓発活動を実施していく必要があります。



〈本年の県内死亡事故の特徴〉

- ・ 高速道路を含む幹線道路における死者が34人(前年同期比+18人)
- ・ 二輪車乗車中の死者が10人(前年同期比+7人)
- ・ 高齢死者数が19人(前年同期比+1人)
- ・ シートベルト非着用による死者が8人(前年同期比+5人)
- ・ 飲酒運転に起因する死亡事故が4件(前年同期比+4件)

※ 例年8月下旬以降、薄暮時間帯の交通人身事故が多発する傾向があり、今後、**ライトオン運動**等視認性を高める各種対策、広報活動が重要となります。広報啓発活動の参考としてください。

2 特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等のポイント

【公道を走るためには】

～県事務局のワンポイントアドバイス～

◆規定の保安基準に適合したもの

適合した製品には性能等確認済シールが貼られています。

◆ナンバープレートを取り付ける

◆自賠責保険への加入が必要

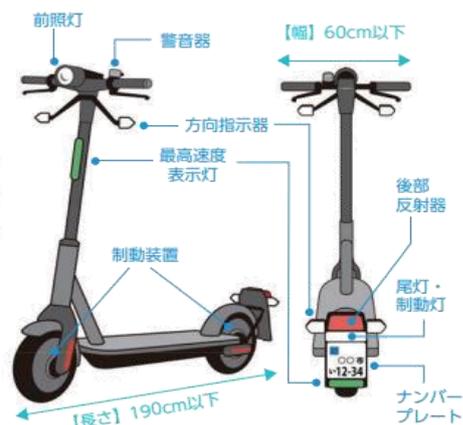
◆運転できるのは16歳以上

16歳未満は運転できません。

免許は必要ありません。

◆ヘルメット着用は努力義務

大切な命を守るために、ヘルメットを着用しましょう。



3 地域の「交通防犯講習会」に協力(加佐登支部)



加佐登支部においては、支部長以下役員が、まちづくり協議会主催の下記「交通防犯講習会」の機会に啓発物配付等による協力を行い、地域の方々に対する交通安全意識の普及に努めました。

【講習会の概要】

開催日時・場所 8月3日(木) 9:30~10:30 広瀬町公民館

講習会内容等 加佐登駐在所員による講話
交通事故の発生状況と留意点

一時停止の厳守、自転車のヘルメット着用 等

4 秋の全国交通安全運動(9月21日(木)~9月30日(土))の概要

【重点とスローガン】

- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
歩行者も交通ルールを守ろう! 反射材を活用しましょう!
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
横断歩道は歩行者優先! お酒を飲んだら運転しない、させない!
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
自転車も特定小型原動機付自転車もヘルメット着用!

※ 運動チラシを次項に添付しますので、詳細を確認願います。



(一財)三重県交通安全協会: <http://www.mie-ankyoku.com>、三重県警察: <http://www.police.pref.mie.jp>

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です みんなで交通ルールを守って事故ゼロにしよう!



こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保



左右を確認しよう!

歩行者も交通ルールを守ろう!

歩行者が道路横断中の交通事故が多発しています。信号は必ず守りましょう。横断歩道では必ず止まり、左右の安全を確かめてから渡りましょう。横断中も周囲の状況を確認しましょう。

反射材を活用しよう!

地域・家庭で、日頃から通学路や生活道路等の安全を確かめましょう。夕暮れ時や夜間の時間帯には反射材を身に付けて、自分の存在をアピールしましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶



歩行者を優先しよう!
早めにライトを点灯しよう!

横断歩道は歩行者優先! 夕暮れ時は早めのライト点灯を!

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転をしましょう。また、秋になると日没時間が早まります。夕暮れ時は、早めのライト点灯を心掛けましょう。

お酒を飲んだら運転しない、 させない! 妨害運転しない!

飲酒運転は、極めて悪質・危険な行為です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い気持ちを持ち、飲酒運転を根絶しましょう。また、妨害運転(いわゆるあおり運転)も絶対にやめましょう。



飲酒運転はダメ!

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



ヘルメットを着用しよう!

自転車も特定小型原動機付自転車もヘルメット着用!

自転車のヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて高くなります。自転車を利用するときは、ヘルメットを必ず着用しましょう。また、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に乗るときも、ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう。

◆ 自転車安全利用五則 ◆

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



令和5年 9月21日(木)～9月30日(土)
秋の全国交通安全運動



内閣府